

## 3つのステップで考える相続・贈与対策 ～相続税法に規定する非課税贈与～ その7

3つのステップで考える相続・贈与対策で、今回は、相続税法に規定する非課税贈与を活用した相続税の軽減対策について解説します。

### 1. 贈与税の配偶者控除（相法21の6）

婚姻期間が20年以上など一定の要件を満たす配偶者に対しては、居住用の不動産又はそれ取得するための資金を贈与したとき、贈与税について最高2,000万円の非課税規定の適用を受けることができます。これは、「贈与税の配偶者控除」といわれるものです。

この特例の適用を受けて被相続人から贈与された居住用財産等については、相続開始前3年以内の贈与であっても「生前贈与加算」の対象に含めないこととすることができます。

なお、この特例は、婚姻期間が20年以上である配偶者から専ら居住の用に供する土地等若しくは家屋で、相続税法の施行地にあるものを取得し、当該取得の日の属する年の翌年3月15日までにその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合としているため、それらの要件を満たすときは、制限納税義務者でもこの適用を受けることができます。

### 2. 扶養義務者相互間における生活費又は教育費（相法21の3①二）

扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象となりません。

なお、贈与税の課税対象とならない生活費又は教育費は、生活費又は教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与を受けた財産であり、したがって、数年間分の生活費又は教育費を一括して贈与を受けた場合において、その財産が生活費又は教育費に充てられずに預貯金となっている場合、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費又は教育費に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となります。

したがって、生活費又は教育費の名目で取得した財産を預貯金等に預入れたり、株式や家屋の買入代金に充当した場合は、その預貯金や買入代金の金額は、通常認められるもの以外として、贈与税が課税されることとなります。

例 示	判 定
生活費に充てる（通常の日常生活を営むのに必要な費用をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるもの）	非課税
教育費に充てる（被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいう）	
生活費や教育費に充てる名目で取得した財産を預金した場合等	課税

### 3. 特定障害者に対する贈与税の非課税（相法21の4）

この制度は、障害者の生活の安定を図る目的で、その親族や篤志家などが金銭、有価証券その他の財産を、特定贈与信託業務を取り扱っている信託銀行等に信託したときは、特別障害者（重度の心身障害者）は6,000万円、特別障害者以外の特定障害者は3,000万円を限度として非課税にするというものです。

この制度を利用すれば、障害者は贈与税の心配をすることなく、親族や篤志家（個人に限り、法人は認められません。）から生前贈与を受けることができます。

留意すべき点は、①一度信託した財産は、途中で解約したり、信託期間や金銭を受け取る方（受益者）を変更することはできませんので、慎重に検討しておかなければなりません。また、②給付される金銭を障害者である本人が管理できるかという問題がありますので、後見人などの援助人が必要となるでしょう。さらに、③信託設定により、委託者の経済上の問題や相続時に遺留分の問題が生じないか十分検討する必要があります。

また、一般社団法人信託協会が作成している「特定贈与信託」のパンフレットでは、信託できる財産には、①金銭、②有価証券、③金銭債権、④継続的に相当の対価を得て他人に使用させる不動産などとされています。しかし、多くの信託銀行では、①～③の金融資産だけを信託財産として受け入れています。そのため、不動産を信託したいと考える場合には、この非課税贈与を活用することは困難と思います。

なお、委託者（信託する者）は、特定障害者の親族でも第三者でも構いませんが、個人に限られます。この規定は、居住無制限納税義務者のみに適用がありますので、注意が必要です。